

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十八条第三項の規定に基づき、建築物の基礎の構造方法を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築物の基礎の構造方法を定める件

第一 建築物の基礎は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（以下「地耐力」という。）が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては第二に定める基礎ぐいを用いた構造と、地耐力が一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては第二に定める基礎ぐいを用いた構造又は第三に定めるべた基礎と、地耐力が一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては第二に定める基礎ぐいを用いた構造、第三に定めるべた基礎又は第四に定める布基礎としなければならない。

一 木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類するもの又は延べ面積が十平方メートル以内

の物置、納屋これらに類するものに用いる基礎である場合

二 木造の建築物の構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものを独立基礎に緊結した場合又は平家建ての建築物で足固めを使用する場合

三 補強コンクリートブロック造の建築物の基礎に基礎ばりを有効に設ける場合

四 組積造及び補強コンクリートブロック造のへいの基礎である場合

第二 建築物の基礎に基礎ぐいを用いる場合にあつては、基礎ぐいは、次に定めるところによるほか、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支え、かつ、配置しなければならない。

一 場所打ちコンクリートぐいとする場合にあつては、次に定める構造とすること。

イ 主筋には異形鉄筋を六本以上用い、かつ、帯筋と緊結したもの

ロ 主筋の断面積の合計のくい断面積に対する割合を ・四パーセント以上としたもの

二 高強度プレストレストコンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格 A 五三三七 一九××に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。

三 遠心力鉄筋コンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格 A 五三一 一九××に適合する

もの又はこれと同等以上のものとする。

四 鋼管ぐいとする場合にあつては、ぐいの肉厚は六ミリメートル以上とし、かつ、ぐいの直径の百分の一以上とすること。

第三 建築物の基礎をべた基礎とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 基礎は一体の鉄筋コンクリート造とすること。ただし、二以上の部材を組み合わせるものであつて、これらの部材相互を緊結した場合はこの限りでない。また、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一平方メートルにつき七十キロニュートン以上であつて、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下の生ずるおそれのない地盤にあつては、無筋コンクリート造とすることができる。

二 基礎の立上り部分の高さにあつては地上部分で三十センチメートル以上、立上り部分の厚さにあつては十二センチメートル以上、基礎底盤の厚さにあつては十五センチメートル以上とすること。

三 基礎の根入れ深さは二十四センチメートル以上とし、凍結深度よりも深いものとする。その他凍上を防止するための有効な措置を講ずること。ただし、基礎の底部を良好な地盤に達したものとした場合にあつては、この限りでない。

四 基礎を鉄筋コンクリート造とする場合には、次に適合するものであること。

イ 立上り部分の主筋に、径が十二ミリメートル以上の異形鉄筋を用い、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ一本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したもの。

ロ 立上り部分及び底盤に径が九ミリメートル以上の補強筋を縦横に三百ミリメートル以下の間隔で配置したもの。

ハ 換気口を設ける場合は、その周辺を九ミリメートル以上の鉄筋で補強したもの。

第四 建築物の基礎を布基礎とする場合にあつては、第三各号によるほか、次に定めるところによらなければならぬ。

一 底盤の幅は、地耐力及び建築物の種類に応じて、次の表に掲げる数値以上の数値とすること。

地耐力 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)	底盤の幅(単位 センチメートル)	
	建築物の種類	
	木造又は鉄骨造の 平家建ての建築物	木造の二階建 ての建築物
三〇以上、かつ、五〇未満	三〇	四五
		六〇

五〇以上、かつ、七〇未満	二四	三六	四五
七〇以上	一八	二四	三〇

四 基礎を鉄筋コンクリート造とする場合には、底版の両端に径が九ミリメートル以上の主筋を配置し、かつ、補強筋と緊結すること。